

短期在住外国人児童生徒に関する一考察

—日本の公教育のあり方を問う—

奥 野 ア オ イ

A Study for the Short-Term Foreign Students of Elementary School

—Questioning about Japanese Public Education—

Aoi Okuno

要旨：本研究の目的は、日本の公立小学校に在籍する短期在住外国人児童生徒の実態を通して、公教育のあり方を問う。その姿勢には、“教育は誰のためにあるのか”という教育の意義を再確認することにある。近年、日本の教育現場では、永住・定住外国人に加え、短期在住目的の外国人児童生徒が増えている。在学期間が短いために、ブリッジ的に日本の教育を受ける短期在住外国人子女に関する問題はいまだに明らかにされることはなかったが、ここで多様化する教育現場に選択性や包括性が求められていることを示唆する。外国人子女の滞在目的によって教育方法は異っても、教育の本質は同じなのである。

外国人子女が日本で受ける教育の形態を同化型と隔離型の二つに分けることによって、法的にはすべての子どもが民族性を保持しながら教育を受ける権利を保障されているにもかかわらず、歴史的に日本の公教育が外国人とその民族性を排除してきた過程を指摘する。そして、現在、短期在住外国人児童生徒が置かれている立場を理解する。研究の方法として、短期在住外国人児童生徒が通う京都市立の小学校を選び、観察と聞き取り調査からその結果と考察を試みた。そこでは、研究の対象となった児童たちの視点から学校とその周辺を描写していく方法を用いた。

結果と明らかになったことは、短期在住外国人児童生徒が日本の学校に適應することのみが重視され、母国語をはじめとする民族性を喪失している。そのことがかえって、親との間に精神的な溝を作る。学校は外国人子女を受け入れるにあたり、学校の基本的な理念や教員の価値観が外国人子女だけでなく日本人児童生徒にも大きく影響している。また、孤立し続ける家庭・学校・地域のトライアングル・ネットワークを強固にし、社会の中で同化型でも隔離型でもない他者を尊重できる共生型の学校づくりが望まれる。

Abstract: The purpose of this study is to question about “for whom education is” in the Japanese Public Education through the experiences of short-term foreign students at the elementary school level. In Japan, there is an ever increasing number of short-term residents coming from overseas for work as well as study, no matter the current economic situation. However, their children’s right of education has hardly been brought up as a serious matter due to their short stays. Their existence at the Japanese public school system indicates that the meaning of education should be more inclusive to every child.

This study criticizes that there is still strong discrimination and bias against foreign

people to maintain their ethnicity at public schools, although both domestic and international law says every child has the right for education with its own ethnicity respected. Therefore, foreign students have to choose either an assimilated or a segregated type of school, including many disadvantages.

This study found that the students, who come to the public school as short-term residents, have to assimilate into the way the school is. At the same time, they have to neglect their ethnicity. By the time they have adapted themselves to the school, they lost their own ethnicity. It is crucial for their continuous education and their life to reconstruct their identity and find their heritage. Also, the orientation of school policy and the teachers' attitude can be very influential whether the existence of foreign students is taken positively or negatively by the rest of class. In order to provide our public education for every child with equity, we need to build a triangular network between the school, the family and the community.

Key words : 短期在住外国人児童生徒 short-term foreign student エスニシティ ethnicity アイデンティティ identity 民族性 heritage 差別 discrimination

I はじめに

過去30年、日本国内に在住する外国人籍人口は増加する一方である。1994年に法務省入国管理局が示した数では、それまで圧倒的にマジョリティを占めていた韓国・朝鮮籍数が半数を切った。そして、1998年8月現在の外国人登録者数は151万人を超えている。そのような状況に伴って、国内の外国人子女教育は、その必要性に迫られて展開してきた。

外国人子女教育の土台と言えるのがオールドカマーと呼ばれる①日本生まれの在日韓国・朝鮮籍子女のための教育である。そして日本経済が高度成長期以降に多くの日本企業を海外に進出させるようになり、②海外・帰国子女に関する教育の研究が進められるようになった。その後、ニューカマーと呼ばれる③1980年代の経済急成長期に周辺アジア諸国から多くの外国人労働者、特に1990年の入国管理法の改正もあり、南米からは日系、中国からは帰国者やその家族たちが多く入国することになった。また、近年の経済低迷にもかかわらず、永住・定住を希望しない④短期在住外国人の数も増加の一途

をたどっているのが現状である。

本研究の目的は、さらに多様化していくであろう公教育¹⁾のあり方を④短期在住外国人児童生徒の実態を理解しながら考察することにある。短期在住外国人児童生徒を対象にした根本的な理由は、“教育は誰のためにあるのか”という意義を問うためである。日本に永住・定住する子どもたちの教育は、差し迫った事情から、いかに日本の社会で住みやすく生活できるか、ということに焦点が置かれがちである。しかし、トランスナショナルな短期在住外国人の子どもの場合、彼(女)らの受ける教育が一定の時間と空間に決定され、その後の継続的な学校教育や生き方にまで影響するため、その意義を問うことは重要である。①から④の児童生徒が学校教育を受ける際、背景がそれぞれ異なるために教育的アプローチは全く同じではないが、その意義から教育の本質は同じなのである。

Ⅱでは、外国人子女教育の選択肢と法的立場を明確にし、短期在住外国人児童生徒の現状を把握する。Ⅲでは実際に、短期在住外国人児童生徒が比較的多く通う公立小学校を対象にした調

査の方法、Ⅳはその結果と考察から、その実態を明らかにしていく。そしてⅤはまとめとして、今後の課題を検討する。

Ⅱ 外国人子女教育の選択肢と法的立場

これまで、日本に在住する外国人子女教育に関しては、主に韓国・朝鮮人籍を持つ子女について取り上げられることが多かった。歴史的に日本の公教育が「異質な存在＝外国人」を避けて通ってきているために、日本で生まれた在日韓国・朝鮮人籍やその他の外国人籍の子女が日本で教育を受けるには、同化型か隔離型の教育のどちらかを選択しなければならなかった。前者は、公教育として文部省のカリキュラムに従う学校教育法第1条に定められた学校（通常、「一条校」という）を指す。そして後者は、民族学校や国際学校などで「一条校」には入らず学校教育法第83条で各種学校として定められ、独自のカリキュラムと経営方針で運営される学校を指す。また、監督庁は文部省ではなく各都道府県が認可しているために、進路の選択に制限があり経済的にも負担が大きい。

全く異なった教育基盤をもつどちらかの学校を選択することの根元は、母国の民族性を尊重し祖先から受け継いだ言語・文化・宗教というような民族的アイデンティティの存続に関わる重大なことにある。特に同化型の教育は、子どもの能力や出身にかかわらず年齢に合わせて均一的な教育を与えることが「平等」とあるとみなす。そして、外国人子女のような異文化をもつ子どもの個々の民族性を無視してきている。つまり、どちらかを選択することによって教育の格差が生じている事実、子どもが教育を受ける権利を法的な便宜性でコントロールするものであり、かえって教育の「不平等」を作り出している。

しかしながら法的に、現在の日本政府は国際的な圧力や協調から、国内に在住する外国人子女がそれぞれ生まれ持った文化的要因を保持しながら教育を受ける権利を認めている。1948

年の国際連合による世界人権宣言の第二条と第二十六条、そして1979年に日本が加盟した国際人権規約のA規約第十三条では、すべての人が教育を受ける権利を有し、自民族性の保障を約束している。1989年に成立した子どもの権利条約では、日本政府も1994年に158番目の批准国となり、第二条で差別を禁止、第八条でアイデンティティの保全、そして第二十九条で「子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を發展させること」を教育的目的として掲げている。

それでは、なぜ日本の公教育の現場で（一部の民族学級を除いて）異なる民族性を表現し、互いに学び、理解し、そして尊重するような教育的プロセスが肯定的に支持、提供されていないのか。上記の国際・国内法の枠内によると、すべての子どもたちが生まれ持った文化的要因は無視されるべきではないとしているにもかかわらず、いまだに外国人子女の母国語やアイデンティティなどの民族性保持の重要性について教育現場ではほとんど取り上げられていないのが実状である。

神奈川県や愛知県など、急速に南米出身や中国出身の児童・生徒が増えた公立小学校・中学校では、民族性に関わる何らかの配慮がされるようになった。例えば、日本語教員の配置、母国語でコミュニケーションがとれる時間や場所を設置、また地域でホームステイの機会を提供するなど、さまざまな取り組みが試されている²⁾。このように同じ国籍の出身者がまとまった人数で長期間に同じ公立学校へ通うようになると、文部省もしくは各都道府県が管轄する教育委員会のモデル校に選ばれ、それぞれの目的に添った教育方法を構築していくことになる。しかし、近年増え続けている外国人入国者の中でも親の就労・留学などで日本に滞在する期間が5年未満と短い場合、同行してくる学齢期の子どもたちは日本で教育を一時的に継続するために、同化型もしくは隔離型の学校を選ぶこと

になる。まさに、この選択は個々の民族性保持の重要性を決定的に左右している。

Ⅲ 短期在住外国人児童生徒に関する調査の方法

京都市在住外国人の総数と国籍別人口分布によると、国籍、在留資格、滞在期間によって南北に分かれている特徴がある。その傾向としてオールドカマーは南に、ニューカマーは北に多く住む。調査の対象として、京都市北部にある左京区の中でも滞在期間が短い外国人子女たちが一番多く通う京都市立S小学校を選んだ。

京都市全体と左京区の全児童数と韓国・朝鮮籍児童数は年々減少している。これは、全国的にも少子化のために全体的に児童数が減ったことと、世代を重ねた在日韓国・朝鮮籍の子孫が帰化することで韓国・朝鮮籍の児童数の中に実数が出ていない点が上げられる。反対に、唯一増加している「その他の外国人児童数」は、全児童数71,412人中の57人と割合で見ると少ないが、20年前と比べると倍以上に増えている。出身国籍数は多様化し、特に中国籍がその半数を占め³⁾、その後続く出身国の数は、1978年度の12カ国から1998年の23カ国と着実に多様化し続けている。

このように外国人子女が増加している状況は、S小学校の場合も同じである。転入学年は1年生に集中し、過去12年間のS小学校における外国人児童転入状況(日本生まれの在日韓国・朝鮮籍、両親のどちらかが外国人籍の児童生徒は除く)のほとんどが、滞在期間が一年未満から五年以内の短期在住目的である。つまり、S小学校で受ける教育は、本国もしくは第三国で受ける教育のブリッジ的な役割を担っている。短期在住外国人児童生徒の在籍者数は1994年の16人をピークに、1989年から2000年の12年の間に80人以上であった。また、出身国籍数は20カ国におよぶ。まさにS小学校は、流動する異文化を共有する公立小学校なのである。

S小学校に短期在住の外国人児童生徒が増えた理由として、1982年秋から同学区内にK大学付属の外国人研究者・留学生とその家族用の住居施設が設立されたことによる(以下、通称名「会館」とする)。そして、外国人児童生徒の受け入れを積極的に行う学校としてS小学校が知られるようになると、短期在住外国人児童生徒に限らず永住・定住の外国人や日本人の帰国子女などの家族も学区内に移り住むようになった。そうになると、必然的に、日本語を母国語としない児童生徒を対象に体制を整えていかなければならなくなった。

また、外国人児童転入・転出を、国内外の政治的・経済的な要因が非常に大きく左右していることは言うまでもない。日本の経済成長に伴って、欧米や周辺アジア諸国からの入国が増えた。国外の状況として、社会主義圏で民主化が進められるようになり、1989年4月に起きた中国の民主化学生運動や1991年8月にソビエトが崩壊した後、特に中国、ロシア、東ヨーロッパからの知識人の入国が増え、S小学校にもその子女たちの転入が目立った。その特徴として、中国や東ヨーロッパからの転入家族は自国に戻らず、日本にとどまるか、第三国に移動するケースも少なくない。近年の傾向は、欧米諸国からの転入が少なくなる一方で、経済低迷の続くアジア周辺諸国からの転入は途絶える事がない。

対象者は、1997年7月時点で、在籍2年未満の1年生、2年生、3年生の計8名(男児:7人、女児:1人)の児童、該当する4年生以上の生徒はいなかった。まず、研究の方法として、対象者である短期在住外国人児童たちと生活の周辺を観察して理解することに努めた。これは筆者が1996年10月から1997年9月の間、S小学校の学区内に住んでいたこともあり、日常生活で短期在住外国人児童とは「会館」を通じて接する機会が多かった。その期間にデータ集積として観察を続け、〈家庭〉、〈学校〉、〈地域〉の領域に分けた。そして箕浦が述

べる仮説生成研究（箕浦、1999）の要素にもあるように「螺旋状に位相をずらしながら、密度を高めて絞り込みながら積層的に上に昇っていくイメージがある。そのように現象をよりよく説明することを志向して、絞り込まれて生成された理論を、データに根ざした理論という」過程で情報を収集・整理・分析した。よって、あえて仮説は設定せず、観察と聞き取り調査の分析から結果と考察を試みた。

聞き取り調査は、1997年7月から1998年10月までの15ヶ月間、校長、教頭、一部の教諭、対象となった児童の保護者数名、「会館」の主事の協力を得て、月平均3回学校内外で各個別・グループ面接による聞き取り調査を行った。その後、補足的に1999年春休み中、短期在住外国人児童の担任をしたことのある教諭からフィードバックも得た。そして、1999年11月にはS小学校主催の外国人子女教育研究報告会を通じて、教員、保護者、筆者を含む全体的な意見交換を行った。

IV 調査結果と考察

〈家庭〉

家庭内での母国語使用とその学習について、両親もしくはどちらかが留学生研究者（教員も含む）でもあり、子どもの教育や学校のカリキュラム内容に対する関心度や熱心度は非常に高い。日本にいる間に、日本語を習得することは子どもの将来にとって良い機会だと考える親が多い。また、すべての家庭で親は母国語を話していた。そして、ほとんどの親が母国語の学習を指導した方が望ましいと考えている傾向があり、帰国後のことを念頭においているのが伺える。

〈事例1. A君、3年生、韓国〉

面接者：A君、お友達と遊んでいる時や学校では日本語だけど、帰ったら？

A：ドア入ったら、完全に韓国語。

しかし、滞在が一年を過ぎるころから、ほとんどの家庭で母国語学習が少なくなってきた

る。別の事例で、母親が博士課程に在学しているために子どもと共に時間が取れない家庭では、滞在2年で帰国する際、両者が母国語でコミュニケーションをとることが難しくなっていた。この児童の場合、帰国する直前には自国よりも日本人としてのアイデンティティの方が先行していた。社会言語学者のFishman（1977）は、「将来、子孫としての意識を伝達する際に、言語はエスニシティの最も顕著なシンボルである。」としているが、この事例はまさにその複雑なところを暗示している。

母国語保持の重要性は、単に親や帰国後のためのコミュニケーションを目的とするだけではない。それは、母国語（家庭言語）の技能を高めることによって認知的・学術的能力を追求するのに役立つというCummins（1984）の研究が北米のバイリンガル教育で実例をあげている。特に短期在住外国人児童の場合、滞在期間は短くても日本語の会話的能力はかなり早く習得しているが、在学中に日本語の読み書きは完全にマスターすることはなく、母国語を喪失しているのが現状である。

外国人児童の場合、来日して半年以内の時点で得意とする科目は、体育や音楽といった日本語を必要としないものをあげることが多い。児童の学力にも個人差はあるが、半年を過ぎ日本語を理解するようになってくると、得意科目を国語や社会とする子どもが多い。特に、家庭で母国語学習を継続している児童が算数を一番得意とすることに関しては、小学校の低学年で判断するに無理はあるが、Cumminsが提唱する研究理論が本研究においても該当している。

〈学校〉

外国人児童が日本の学校に通うようになった時、最初の課題は、学校社会への適応、日本語習得、と同時に教科学習をこなしていくことである。

対象者となった短期滞在外国人児童の全てが1年生時に転入したこともあり、8人とも日本の小学校に入ることに不安はなかったよ

うである。しかし、日本語を習得していく過程で、非英語圏出身者7名と英語圏出身者1名の間に違いが見られた。非英語圏出身の7人の児童は、日本語を習得していくと同時に、半年ぐらいで頻りに友達と遊ぶようになり、急速に学校に慣れていった。また、7人とも放課後は学童保育や児童館に行き、同学年以外の子どもたちと交わることによって日本人的な社会性も身につけていった。しかしながら、英語圏出身の児童の一人は一年経ってもほとんど日本語を習得せず、一時帰国を繰り返して不登校になり、国際学校に転校した。通常、S小学校では英語の話せる教員が、転入してきた外国人児童に日本語を必要に応じて普通クラスから抽出して別のIC (International Class) と呼ばれる教室で教えている。その過程で、この児童には日本語教育を含むコミュニケーションを英語で続けていた。このことは、学校内で外国人児童のための母国語学習継続と教科学習を理解するために習得する日本語学習の両方のタスクを並行的に進行出来なかったために支障が出た例といえる。すなわち、短期在住外国人児童の周囲はこの二つの点を明確に理解し、転入に際して計画的にカリキュラムを構成していかなければならない。さもなければ、母国語の喪失のみならず、主要語の日本語で発達段階に応じた教科学習が出来なくなる恐れがある。よって、IC教室の活用法として、日本語学習のみに重点を置かず、外国人児童生徒が自国とのつながりを継続させることが出来るような母国語で自習をしたり、遊べるような居場所作りが必要である。

この調査対象になった英語圏出身はこの児童だけだったが、他の非英語圏出身の児童たちは、自分たちの母国語を解する人が教職員にいなかった点で、早く日本語を習得して学校生活に適應していったことは事実である。また、対象となった児童の日常生活の習慣にもよる。非英語圏出身の児童の場合、日本語を習得する前から日本人児童とよく遊び、学校内外でも日本人の子どもと過ごす時間が長かった。一方、英

語圏出身の一児童は学校内外でほとんど日本人の児童と接することはなかった。放課後は家に帰って、自分の弟や近くに住む英語圏出身で国際学校に通う外国人児童と遊ぶことが多かった。すなわち、その環境の中で“遊ぶ”ことは、その環境を“学ぶ”ことなのでもある。

同様に、学校全体の基本的な取り組みが、外国人児童に関わる教員の意識変革を促すことになる。つまり、各教員の価値観がクラス全体の運営上、短期在住外国人児童の存在自体を肯定的に捉えるか否かで、外国人児童のみならず周囲の日本人児童の態度や関心が変わってくる。外国人児童を肯定的に受け留めた教諭の一人が、クラスで生活綴り方教育を用いていた。この教諭が生活綴り方教育を実践した目的は、作文の有効性を用いて正しい文章の書き方を指導し、それを通して子どもとの理解を深め、人権意識を高めていくことにある。その姿勢は、子どもを知る媒介として生活綴り方教育を捉えている。毎日提出された児童の作品をまとめた莫大な量の文集の中に、一人の外国人転入児童がいる。そこには、外国人児童の日本語の上達、クラス全員に母国のことを紹介し一緒に学習したこと、勉強や学校行事の事、その他子どもたちを取り巻く多くの内容など、クラス児童全員、担任教諭と外国人児童の保護者を含む親たちが参加している。この文集は、児童-担任教諭-親にとって貴重なコミュニケーション手段であった。

それでは、外国人保護者はどのように日本の学校や日本の教員をとらえているのか。日本に比較的早く適應した児童に反比例して親の方は、子どもの学校生活が良く分からず、不安に思っている場合が多い。滞在期間が長くなるほど母国を思い出すようになり、容易に担任教諭とコミュニケーションをとることが出来ない点や、学校の評価の基準が違う点などを不便に思っている。母親の中には、「学校の教育に一切関与できない」ことや「親として自分の子どもをサポートしきれなくなって危機感を持った」

と嘆く親もいた。その主な理由として、担任との十分なコミュニケーションがないことや、相談できる人が身近にいないため不安感が募ったことをあげている。他の母親も、新学期に行われる家庭訪問について「あまり意味がない」と答えている。訪問されることには問題ないのだが、その際に質問される内容に満足してない。形式的な家庭訪問よりも、自分たちがどのような教育的価値観を重んじているのかや、来日前・帰国後の教育相談などを話し合えるような機会を必要としている。外国人児童が日本の学校生活に適應するほど、日本の教育システムを完全に理解できない親との間に精神的な溝は深まる一方である。

〈地域〉

学校外で、これらの児童が日本人の友達や地域の日本人と接することはほとんどない。アジア出身の家庭のほとんどは、ネットワークとして近くに住む同じ国出身の人と助け合っている。また、英語圏出身者には、英語圏出身のネットワークがある。近所の日本人や町内会などの組織と全く交流はないし、その存在すら知らないケースが多い。下記はその事例の一つである。

〈事例 2. B 君、2 年生、中国〉

面接者：B 君、今日は、日本人のお友達のお家に行ったことがあるか教えてちょうだい。

H：ないよ。

面接者：そしたら、B 君のお家に日本人のお友達が来たことある。

H：ないよ。でも、C 君（別の短期在住中国人児童）のお家に行ったことあるし、C 君も僕のお家に来たことがある。

男子児童については、自分達の家で遊んだりするのは外国人児童の間だけで、日本人児童の家庭と行き来することは全くない。よって、日本で住んでいながら、日本人家庭のことをよく理解していない。つまり、在京中に生活を通じて体験する日本の生活（衣・食・住）や日本の

家庭の現状は、地域の日本人から外国人児童とその家族に全く伝わっていないのである。

実際、外国人児童と日本人児童の親同士や親子間の交流はほとんどない。一部の日本人児童の母親がボランティアとして、校内で学校の手紙を翻訳するサービスを行っている⁴⁾。しかし、外国人児童を持つ親にとって、日本人児童の母親であるボランティアに彼らの問題を相談することは容易でない。学校の友達の母親に自分の子どもの成績や担任に関することは言えない。母親ボランティアと教諭と立場が同じではないといえ、学校内部の者には本音を話せないのが実状である。外国人児童・保護者にとっては、学校内の事とは全く関係のない第三者の方が相談しやすい。

V 今後の課題

京都市内でも、S 小学校は外国人児童が多く、それらの児童にとって適応しやすい公立小学校として知られている。しかしながら、“短期在住＝ゲスト”という意識が強くなり、外国人児童とその保護者側からは、これまで特に問題点が指摘されることはなかった。

本研究を通して短期在住外国人児童の視点から考えると、S 小学校は明らかに同化型であることが分かる。入学・転入時に、一時的に個別的な日本語習得の配慮はあるが、その他は日本人児童と同じように学校生活を送ることしか選択肢はない。日本の学校に適應することに重きを置かれ、実際に適應する頃には母国に帰国したり、第三国に移動しなければならない。彼（女）らにとって、その頃にはすでに自分の母国を喪失しているのである。今後、多様性が更に求められるであろう日本の公教育が、永住・長期滞在・短期滞在を含め“すべての子どもたち”にとって最善な環境を提供できる教育機関であるためには、それぞれの目的に応じた選択肢を増やすことが必然的に求められていることは明らかになった。それらの選択肢を増やすことで、教育の現場が柔軟に個々のニーズや総合的

ニーズに答えられることになる。

また、家庭生活・学校生活・地域生活というトライアングルの関係を強化するためにも身近にある公教育の場を発信地として社会システムを再構築していく必要がある。視点を変えてみれば、学校や地域にとっては、教育の資源である人材を見遇していることにもなっている。この点で、積極的に学校内にある教室（例えば、IC教室）を教育資源の宝庫として地域に開放し、さまざまな活動を支援することを提案する。

外国人児童の存在は、他の日本人児童にも何らかの影響を与えることは必然的である。公教育の現場でどのように外国人児童を受け入れるかによって、同化型でも隔離型でもなく、多様性に寛容な共生型の学校を創ることが出来るだろう。それは外国人児童生徒に関してだけではなく、学校内のマイノリティとマジョリティの共生を育成する総合的教育の基本的骨格を強化する機会の一つなのである。

日本の公教育には、日本の社会で共に暮らすマイノリティの存在を歴史的に排除するだけで、真正面から同じ住民として取り組まなかった“差別と偏見”が根底にある。そのことを取り除くことでよって、他者の異なる文化を正しく学ぶことが出来る。多文化教育の批判にもあるように、3F（フード、ファッション、フェスティバル）にあげられる表面的なイベントに捕らわれるだけでなく、教育の意義を再確認する必要がある。改めてその意義を問うと、教育は子どものためにあること。つまり、子どもが制度に順応していくのではなく、制度が子どもの多様性に順応していく許容力をもてるかどうかで今後の教育の可能性が決まってくる。

注

- 1) ここでは、江原 (1998) が示す公教育、つまり、国民国家や地方自治体などの公権力が管理し、義務性、無償性、世俗性(宗教的中立性)を備えている学校で行われている教育を意味する。
- 2) 栃木県小山市立旭小学校は小山市教育委員会

指定の外国人子女研究校として、平成8・9年度に南米日系「外国人子女教育促進のための研究」を行った。そのテーマに、「学校・家庭(PTA)・地域社会との連携を通して学校生活へのすみやかな適応を図る指導法」を取り上げている。

- 3) 京都市左京区内に、中国残留帰国者とその家族のための住宅があるため、その学区の市立小学校には中国出身の児童・生徒が多い。
- 4) 1999年から母親のボランティア・グループが「国際ボランティア」として公募で地域から募集し、活動範囲を広げている。

引用文献

- 江原武一、「公教育における多文化教育の展開」、江原武一研究代表者、「多文化教育に関する総合的比較研究—公教育におけるエスニシティへの対応を中心に—」、平成8年度～平成9年度文部省科学研究費補助金 基盤研究(A) 研究課題番号08301025 研究成果報告書、1998年、pp. 1-13.
- 江淵一公、「トランスカルチュラリズムの研究—文化人類学・異文化間教育の視角—」、江淵一公編著『トランスカルチュラリズムの研究』、明石書店、1998年、pp. 21-78.
- Cummins, J. (1984). "Linguistic Minorities and Multicultural Policy in Canada." In: J. Edwards (ed.), *Linguistic Minorities, Policies and Pluralism*. London: Academic Press. pp. 81-105.
- 高貴 信、「国際化時代の民族教育—子どもたちは虹の橋をかける」、東方出版、1996年、pp. 99-101項。
- 喜多明人・荒牧重人・平野裕二、子どもの権利条約ネットワーク編『学習子どもの権利条約』日本評論社、1998年。
- 京都市教育委員会、「教育調査統計」学校状況調査、1978、1983、1988、1993、1998年
- 京都市総務局国際化推進室、「京都市在住外国人意識実態調査報告書 正編—調査の結果と分析—」、1997年、京都市印刷物第90385号。
- Fishman, J. (1977). "Language and Ethnicity." In: H. Giles (ed.), *Language, Ethnicity and Intergroup Relations*. London: Academic Press. pp. 15-57.
- J. A. バンクス、平澤安政訳「多文化教育入門」、サイマル出版会、1996年。
- 箕浦康子、「第1部 フィールドワークの技法」、箕浦康子編『フィールドワークの技法と実際』、ミネルヴァ書房、1999年、pp. 2-86.